

座間市定員管理計画

(令和6年度～令和9年度)



座間市

令和6年1月

目次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画期間.....	1
3	計画の推移とこれまでの取組について.....	2
4	現状について	3
	(1) 職員数の構成	3
	(2) 人口1万人当たり職員数.....	4
	(3) 類似団体との比較.....	5
	(4) 人口の今後の見通し	7
	(5) 財政の今後の見通し	7
5	定員管理に関わる課題について	8
	(1) 定年引上げに伴う影響.....	8
	(2) 休職者等への対応.....	8
6	定員管理に関する今後の方針について.....	9
	(1) 職員体制について.....	9
	(2) 専門職、技能労務職員について.....	9
	(3) 消防組織について.....	9
	(4) 方針まとめ.....	9
	(5) 各年度における定員管理計画上の定員上限数の目標値.....	10

1 計画策定の趣旨

本市を取り巻く社会情勢は、少子高齢化を筆頭に、激甚化、頻発化する自然災害、近年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大、国際情勢の急激な変化に伴う物価高騰等により大きく変容しています。

そのような中、新型コロナウイルス感染症に起因する生活様式の変化やデジタル化による社会経済活動の構造の変化等への対応、SDGs（持続可能な開発目標）実現のための取組等に順応していくために、基礎自治体に求められる市民ニーズはますます多様化しています。

本市においては、これらの社会情勢等を踏まえ、新たな時代を見据えてまちづくりを進めていくために、令和5年3月に、市政運営の最上位計画である「第五次座間市総合計画—ざま未来プラン—（以下「ざま未来プラン」といいます。）」を策定しました。

ざま未来プランは、「基本構想」と「実施計画」の2層で構成され、基本構想において、目指すまちの姿とその実現に向けた施策の体系及び方針を示し、実施計画では、全事業を実施計画事業と位置付けて基本構想の具現化を図っています。

財源を含む行政資源には限りがあることを踏まえ、ざま未来プランを着実に推進しつつ、多様化する市民の行政需要に応じていくためには、戦略的な市政運営に取り組むことはもとより、持続的かつ効率的で良質な行政サービスを提供していくことが求められます。

こうした中、地方公務員法の改正によって、定年年齢が令和5年度以降、現行の60歳から2年に1歳ずつ段階的に65歳まで引き上げられること（以下「定年引上げ」といいます。）に伴い、今後10年間（令和14年度まで）は、定年退職を迎える職員は隔年で生じることになります。

このことにより常勤職員が増加することが見込まれ、経験豊富な職員体制の構築によって安定した行政サービスの水準の維持が図られる一方で、本市職員の年齢構成の平準化を図っていくためには、定年引上げ期間のみならず、将来的な市政運営を見据えた一定数の新規採用職員の確保を維持しつつ、機動的で柔軟な職員配置を可能とする適切な職員の定員措置をしていく必要があります。

加えて、業務効率向上による合理的な行政サービスの提供、職員のワーク・ライフ・バランスの推進、自然災害等の緊急事態に対応可能な体制整備にも主眼を置きつつ、ざま未来プランを着実に推進し、持続可能な市政運営等を実現するため、中長期的な観点で、それら全体の均衡を総合的に整理し、計画的に職員数を管理するために、新たな定員管理計画を策定するものです。

2 計画期間

計画期間は、**令和6年度から令和9年度までの4年間**とします。

本計画期間内の職員数を検証する上で最も影響があると考えられる定年引上げ期間（令和5年度から令和14年度まで）の10年間の中間に当たる令和9年度までとするものです。

3 計画の推移とこれまでの取組について

本市の定員管理計画は、平成13年度（計画期間は平成15年度まで）の策定以降、平成17年度から平成20年度まで、平成21年度から平成24年度まで、平成25年度から平成28年度まで、平成29年度から平成32（令和2）年度までをそれぞれの計画期間とし、随時、定員管理に関する方針及び計画を定め、適正な職員数の確保に向けた取組を行ってきました。【別表1】

各計画期間内においては、効率的で効果的な市政運営を柱として、業務の見直し、業務委託の推進、民間活力の利用、さらに業務合理化に資する組織改編等の様々な取組や時勢に即した業務手法の導入に努めつつ、計画的な職員採用活動を維持してきましたが、これまでの方針及び計画の方向性は、職員数を縮減する傾向にありました。

しかしながら、本計画の策定に当たっては、ざま未来プランの着実な推進を基本軸に、定年引上げと職員年齢構成の均衡、働き方改革による労働環境改善の推進への取組と合わせて、新たな時代の変化と課題に対して多様化する市民ニーズへの柔軟な対応や安定した行政サービスの提供等をしていくために、本市の自治体規模に即した適正な職員数について検証していく必要があります。

【別表1 計画定員数と実職員数の推移】

年度	計画定員数(人)	実職員数(人)	年度	計画定員数(人)	実職員数(人)
平成13	934	932	平成25	806	805
平成14	931	923	平成26	801	806
平成15	928	913	平成27	796	804
平成16	900	896	平成28	791	805
平成17	900	896	平成29	814	805
平成18	898	884	平成30	814	808
平成19	890	860	令和元	814	808
平成20	853	845	令和2	814	809
平成21	835	828	令和3※	814	809
平成22	834	822	令和4※	814	820
平成23	828	814	令和5※	814	822
平成24	822	806	-	-	-

※令和3年度以降、定員管理計画は未策定ですが、令和2年度の計画定員数を暫定目標値としています。

4 現状について

(1) 職員数の構成

本市の5年間の部門別職員数は【別表2】に示すとおりで、多くの部門が横ばいで推移していることがわかります。

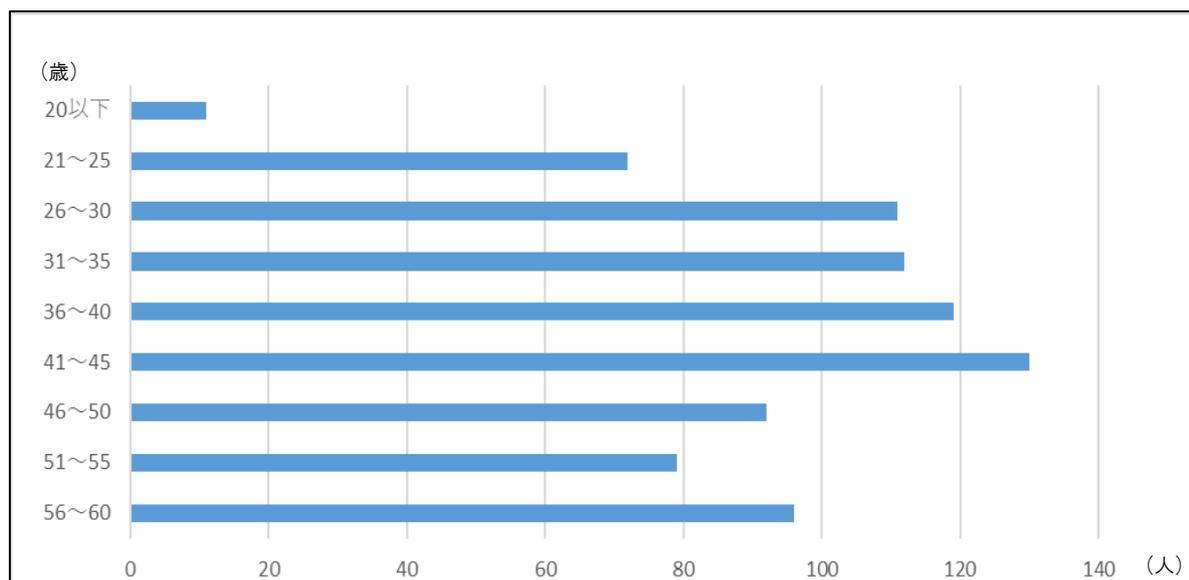
また、【別表3】には、令和5年度における本市の職員の年齢別構成を示しており、各階層に大きな偏りはありませんが、本市の現状においては、30代後半と40代前半の職員が多く配置され、本計画期間内は、30代前半の年齢層の構成比から推察しても同様の年齢層が多くの割合を占めると分析できます。

また、50代以上の職員は全体の20%以上を占めており、定年引上げによって、今後、当該世代についても一定数の職員が常勤職員として継続して勤務していくことが見込まれます。

【別表2 部門別職員数と5年間の推移】

区 分 部 門		職 員 数 (人)						対前年増減数 (人)				
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R1	R2	R3	R4	R5
普 通 会 計	議 会	6	6	6	6	6	6	0	0	0	0	0
	福祉関係を除く一般行政											
	総務・企画	141	143	142	142	138	149	2	▲1	0	▲4	11
	税 務	35	34	34	33	33	36	▲1	0	▲1	0	3
	労 働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農林水産	4	4	4	4	4	4	0	0	0	0	0
	商 工	6	6	6	6	5	7	0	0	0	▲1	2
	土 木	41	44	43	43	43	43	3	▲1	0	0	0
	小 計	233	237	235	234	229	245	4	▲2	▲1	▲5	16
	福祉関係											
	民 生	162	163	164	166	172	178	1	1	2	6	6
	衛 生	90	89	92	91	100	99	▲1	3	▲1	9	▲1
	小 計	252	252	256	257	272	277	0	4	1	15	5
	一般行政部門計	485	489	491	491	501	522	4	2	0	10	21
教 育	89	86	86	86	88	81	▲3	0	0	2	▲7	
警 察	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
消 防	154	155	155	155	157	155	1	0	0	2	▲2	
普通会計計	728	730	732	732	746	758	2	2	0	14	12	
公 営 企 業 等 会 計	病 院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水 道	31	30	29	28	26	26	▲1	▲1	▲1	▲2	0
	下 水 道	7	7	7	8	8	8	0	0	1	0	0
	交 通	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	42	41	41	41	40	30	▲1	0	0	▲1	▲10
	公営企業等会計計	80	78	77	77	74	64	▲2	▲1	0	▲3	▲10
総合計	808	808	809	809	820	822	0	1	0	11	2	

【別表3 令和5年度の職員年齢別構成】



(2) 人口1万人当たり職員数

本市の職員数の現状を把握するため、令和4年4月1日現在における県内16市（政令市を除いた市）の人口1万人当たりの職員数を【別表4】、【別表5】に示します。

人口1万人当たりの職員総数の比較では、本市は県内で最も少なく、普通会計においても県内で2番目に少ない職員数となっています。

【別表4 職員総数における県内市比較】

No	自治体名 (政令市・町・ 村除く)	人口 (R4.1.1)	総職員数 (R4.4.1)	人口1万人 当たり職員数 (職員総数)
1	小田原市	188,739	2,226	117.94
2	三浦市	41,817	479	114.55
3	平塚市	255,987	2,538	99.15
4	茅ヶ崎市	245,852	2,257	91.80
5	厚木市	223,451	2,022	90.49
6	藤沢市	443,053	3,859	87.10
7	横須賀市	392,817	3,268	83.19
8	大和市	242,937	1,920	79.03
9	南足柄市	41,254	312	75.63
10	逗子市	59,391	449	75.60
11	鎌倉市	177,051	1,331	75.18
12	綾瀬市	84,445	634	75.08
13	秦野市	159,985	1,086	67.88
14	伊勢原市	99,795	670	67.14
15	海老名市	136,965	858	62.64
16	座間市	131,709	820	62.26

【別表5 普通会計における政令市以外県内市比較】

No	自治体名 (政令市・町・ 村除く)	人口 (R4.1.1)	普通会計／一般 行政 (R4.4.1)	普通会計／特別 行政 (R4.4.1)	普通会計／合計 (R4.4.1)	人口1万人 当たり職員数 (普通会計)
1	小田原市	188,739	937	510	1,447	76.67
2	横須賀市	392,817	1,936	909	2,845	72.43
3	逗子市	59,391	293	130	423	71.22
4	鎌倉市	177,051	840	404	1,244	70.26
5	綾瀬市	84,445	416	176	592	70.10
6	三浦市	41,817	264	28	292	69.83
7	南足柄市	41,254	230	51	281	68.11
8	平塚市	255,987	1,174	546	1,720	67.19
9	茅ヶ崎市	245,852	1,060	526	1,586	64.51
10	厚木市	223,451	973	443	1,416	63.37
11	伊勢原市	99,795	420	201	621	62.23
12	藤沢市	443,053	1,933	806	2,739	61.82
13	秦野市	159,985	653	331	984	61.51
14	海老名市	136,965	563	246	809	59.07
15	座間市	131,709	501	245	746	56.64
16	大和市	242,937	886	366	1,252	51.54

※普通会計とは、公営企業等会計以外の会計を統合して一つの会計としてまとめたものです。

(3) 類似団体との比較

地方自治体ごとに地域特性等に伴う政策課題が異なり、一概に職員数のみで比較することはできないことから、総務省が毎年度実施する「地方公共団体定員管理調査」で公表される「類似団体職員数の状況【別表6】」を参照した場合、令和4年4月1日現在において、本市が属する類似団体（一般市・類型：Ⅲ－3）59市中の人口1万人当たりの職員数の比較結果によると、「普通会計」では59市中23番目に少ない職員数で、「一般行政部門」においても59市中23番目に少ない職員数と報告されています。

また、本調査結果の中で示される「本市の定員管理診断表【別表7】」においては、本市の普通会計職員数は、他の類似団体と比較して「単純値（E欄）」では61人、「修正値（G欄）」では96人下回るという分析がされています。

※「一般市・類型：Ⅲ－3」は、「人口10万人以上15万人未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%以上の団体」です。

※「一般行政部門」とは、普通会計から教育部門及び消防部門を除く職員数です。

※「単純値」とは、実際に職員が配置されていない部門を考慮せずに集計した平均値で、「修正値」とは、各部門に実際に職員を配置している団体のみを対象に集計した平均値です。

【別表6 類似団体職員数の状況】

一般市 Ⅲ-3 (59団体)						一般行政部門					
(人口10万以上15万未満、産業構造Ⅱ次・Ⅲ次90%以上かつⅢ次65%以上の団体)											
普通会計											
団 体 名	面積 (R4.10.1)	住基人口 (R4.1.1)	普通会計 職員数 (R4.4.1)	人口1万 当たり職員数 (普通会計)		団 体 名	面積 (R4.10.1)	住基人口 (R4.1.1)	一般行政 職員数 (R4.4.1)	人口1万 当たり職員数 (一般行政)	
1 福岡県	春日市	14.15	113,164	356	31.46	1 福岡県	春日市	14.15	113,164	309	27.31
2 福岡県	大野城市	26.89	101,925	409	40.13	2 福岡県	大野城市	26.89	101,925	371	36.40
3 大阪府	守口市	12.71	142,655	575	40.31	3 大阪府	守口市	12.71	142,655	530	37.15
4 福岡県	筑紫野市	87.73	105,692	426	40.31	4 福岡県	筑紫野市	87.73	105,692	364	34.44
5 東京都	東久留米市	12.88	117,091	539	46.03	5 東京都	東久留米市	12.88	117,091	480	40.99
6 大阪府	大東市	18.27	118,326	549	46.40	6 大阪府	大東市	18.27	118,326	469	39.64
7 東京都	小金井市	11.30	124,617	603	48.39	7 東京都	小金井市	11.30	124,617	513	41.17
8 東京都	青梅市	103.31	131,124	637	48.58	8 東京都	青梅市	103.31	131,124	535	40.80
9 東京都	国分寺市	11.46	127,792	623	48.75	9 東京都	国分寺市	11.46	127,792	544	42.57
10 東京都	昭島市	17.34	113,829	558	49.02	10 東京都	昭島市	17.34	113,829	458	40.24
11 埼玉県	朝霞市	18.34	143,585	710	49.45	11 埼玉県	朝霞市	18.34	143,585	597	41.58
12 埼玉県	富士見市	19.77	112,420	563	50.08	12 埼玉県	富士見市	19.77	112,420	500	44.48
13 埼玉県	ふじみ野市	14.64	114,279	596	52.15	13 埼玉県	ふじみ野市	14.64	114,279	509	44.54
14 埼玉県	鴻巣市	67.44	117,660	617	52.44	14 埼玉県	鴻巣市	67.44	117,660	549	46.66
15 埼玉県	狭山市	48.99	149,692	797	53.24	15 埼玉県	狭山市	48.99	149,692	693	46.30
16 東京都	多摩市	21.01	147,528	787	53.35	16 東京都	多摩市	21.01	147,528	655	44.40
17 大阪府	河内長野市	109.63	101,838	545	53.52	17 大阪府	河内長野市	109.63	101,838	358	35.15
18 滋賀県	草津市	67.82	137,268	745	54.27	18 滋賀県	草津市	67.82	137,268	593	43.20
19 大阪府	羽曳野市	26.45	109,565	605	55.22	19 大阪府	羽曳野市	26.45	109,565	505	46.09
20 鳥取県	米子市	132.42	146,899	813	55.34	20 鳥取県	米子市	132.42	146,899	772	52.55
21 長崎県	諫早市	341.79	135,349	750	55.41	21 長崎県	諫早市	341.79	135,349	668	49.35
22 埼玉県	入間市	44.69	146,309	826	56.46	22 埼玉県	入間市	44.69	146,309	671	45.86
23 神奈川県	座間市	17.57	131,709	746	56.64	23 神奈川県	座間市	17.57	131,709	501	38.04
24 千葉県	印西市	123.79	107,633	628	58.35	24 千葉県	印西市	123.79	107,633	508	47.20
25 東京都	武蔵野市	10.98	148,025	866	58.50	25 東京都	武蔵野市	10.98	148,025	757	51.14
26 神奈川県	海老名市	26.59	136,965	809	59.07	26 神奈川県	海老名市	26.59	136,965	563	41.11
27 静岡県	三島市	62.02	108,350	641	59.16	27 静岡県	三島市	62.02	108,350	480	44.30
28 大阪府	池田市	22.14	103,387	612	59.20	28 大阪府	池田市	22.14	103,387	408	39.46
29 千葉県	我孫子市	43.15	131,402	783	59.59	29 千葉県	我孫子市	43.15	131,402	543	41.32
30 北海道	江別市	187.38	119,701	714	59.65	30 北海道	江別市	187.38	119,701	487	40.68
31 福岡県	飯塚市	213.96	126,555	762	60.21	31 福岡県	飯塚市	213.96	126,555	689	54.44
32 沖縄県	浦添市	19.44	115,744	714	61.69	32 沖縄県	浦添市	19.44	115,744	528	45.62
33 埼玉県	三郷市	30.13	143,046	884	61.80	33 埼玉県	三郷市	30.13	143,046	640	44.74
34 奈良県	生駒市	53.15	118,485	733	61.86	34 奈良県	生駒市	53.15	118,485	481	40.60
35 大阪府	門真市	12.30	119,161	738	61.93	35 大阪府	門真市	12.30	119,161	624	52.37
36 大阪府	松原市	16.66	117,801	741	62.90	36 大阪府	松原市	16.66	117,801	516	43.80
37 沖縄県	沖縄市	49.72	143,119	902	63.02	37 沖縄県	沖縄市	49.72	143,119	613	42.83
38 埼玉県	戸田市	18.19	141,324	891	63.05	38 埼玉県	戸田市	18.19	141,324	648	45.85
39 千葉県	鎌ヶ谷市	21.08	109,871	698	63.53	39 千葉県	鎌ヶ谷市	21.08	109,871	489	44.51
40 沖縄県	うるま市	87.02	125,701	808	64.28	40 沖縄県	うるま市	87.02	125,701	552	43.91
41 岐阜県	多治見市	91.25	108,158	696	64.35	41 岐阜県	多治見市	91.25	108,158	499	46.14
42 兵庫県	三田市	210.32	109,696	706	64.36	42 兵庫県	三田市	210.32	109,696	481	43.85
43 茨城県	土浦市	122.89	141,300	916	64.83	43 茨城県	土浦市	122.89	141,300	651	46.07
44 沖縄県	宜野湾市	19.80	100,317	667	66.49	44 沖縄県	宜野湾市	19.80	100,317	454	45.26
45 奈良県	橿原市	39.56	120,467	838	69.56	45 奈良県	橿原市	39.56	120,467	681	56.53
46 千葉県	木更津市	138.90	136,047	948	69.68	46 千葉県	木更津市	138.90	136,047	638	46.90
47 福岡県	大牟田市	81.45	110,266	786	71.28	47 福岡県	大牟田市	81.45	110,266	594	53.87
48 茨城県	取手市	69.94	105,967	760	71.72	48 茨城県	取手市	69.94	105,967	509	48.03
49 大阪府	箕面市	47.90	139,126	1,026	73.75	49 大阪府	箕面市	47.90	139,126	692	49.74
50 福島県	会津若松市	382.97	115,556	857	74.16	50 福島県	会津若松市	382.97	115,556	737	63.78
51 大分県	別府市	125.34	113,454	861	75.89	51 大分県	別府市	125.34	113,454	585	51.56
52 大阪府	富田林市	39.72	108,989	841	77.16	52 大阪府	富田林市	39.72	108,989	549	50.37
53 山口県	岩国市	873.67	130,340	1,049	80.48	53 山口県	岩国市	873.67	130,340	939	72.04
54 三重県	伊勢市	208.37	123,189	997	80.93	54 三重県	伊勢市	208.37	123,189	693	56.26
55 鹿児島県	霧島市	603.17	124,826	1,012	81.07	55 鹿児島県	霧島市	603.17	124,826	667	53.43
56 宮崎県	延岡市	868.02	119,352	995	83.37	56 宮崎県	延岡市	868.02	119,352	728	61.00
57 広島県	廿日市市	489.49	116,649	1,025	87.87	57 広島県	廿日市市	489.49	116,649	773	66.27
58 北海道	小樽市	243.83	110,426	1,028	93.09	58 北海道	小樽市	243.83	110,426	684	61.94
59 千葉県	成田市	213.84	130,318	1,245	95.54	59 千葉県	成田市	213.84	130,318	856	65.69
Ⅲ-3 合計			7,271,029	44,552	61.27	Ⅲ-3 合計			7,271,029	34,080	46.87

【別表7 本市の定員管理診断表】

大 部 門	職員数の増減					単純値及び修正値により算出した職員数との比較						
	R3.4.1		R4.4.1		R5.4.1		単純値による比較			修正値による比較		
	現 在	現 在	増 減	現 在	増 減	単純値	超 過 数	超 過 率	修正値	超 過 数	超 過 率	
	職員数	職員数		職員数		× 住基人口 10,000			× 住基人口 10,000			
A	B	B-A	C	C-B	D	E(B-D)	E/B×100	F	G(B-F)	G/B×100		
人	人	人	人	人	人	人	人	%	人	人	%	
議 会	6	6		6		8	▲ 2	▲ 33.3	8	▲ 2	▲ 33.3	
総務・企画	142	138	▲ 4	149	11	173	▲ 35	▲ 25.4	178	▲ 40	▲ 29.0	
税 務	33	33		36	3	49	▲ 16	▲ 48.5	49	▲ 16	▲ 48.5	
民 生	166	172	6	178	6	195	▲ 23	▲ 13.4	185	▲ 13	▲ 7.6	
衛 生	91	100	9	99	▲ 1	71	29	29.0	57	43	43.0	
労 働						1	▲ 1					
農 林 水 産	4	4		4		18	▲ 14	▲ 350.0	16	▲ 12	▲ 300.0	
商 工	6	5	▲ 1	7	2	16	▲ 11	▲ 220.0	16	▲ 11	▲ 220.0	
土 木	43	43		43		86	▲ 43	▲ 100.0	86	▲ 43	▲ 100.0	
一 般 行 政 計	491	501	10	522	21	617	▲ 116	▲ 23.2	595	▲ 94	▲ 18.8	
教 育	86	88	2	81	▲ 7	107	▲ 19	▲ 21.6	98	▲ 10	▲ 11.4	
消 防	155	157	2	155	▲ 2	83	74	47.1	149	8	5.1	
普 通 会 計 計	732	746	14	758	12	807	▲ 61	▲ 8.2	842	▲ 96	▲ 12.9	
病 院												
水 道	28	26	▲ 2	26								
下 水 道	8	8		8								
交 通												
そ の 他	41	40	▲ 1	30	▲ 10							
公 営 企 業 等 会 計	77	74	▲ 3	64	▲ 10							
合 計	809	820	11	822	2							

(注) F欄には、様式2のD欄の数値を大部門ごとに合計した数値を記入して「一般行政計」及び「普通会計」を算出すること。

(4) 人口の今後の見通し

近年、全国的に人口推移が減少傾向にある中、本市の人口は、【別表8】のとおり、ほぼ横ばいで推移しており、直近では、平成27年から令和4年にかけては増加傾向でしたが、令和5年は減少に転じ132,995人となっています。本市の人口推計（令和5年10月現在）では、今後は本市の人口も減少に転じることが想定されており、ざま未来プラン最終年である令和12年には、129,752人になると推計しています。

また、年齢3区分別人口では、全国的な傾向と同様に、本市においても少子高齢化の影響を受け、年少・生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加し、今後も同様の傾向が続くと推計しています。

(5) 財政の今後の見通し

近年、本市の一般会計決算は【別表9】のとおり400億円を超える規模で推移しており、特に令和2年度から令和4年度までの直近3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や国際情勢の急激な変化に伴う物価高騰への対策によって、一般会計の歳出決算額は約500億円とコロナ禍以前と比べ、大幅に増加しました。

令和5年度以降、景気は緩やかな回復傾向にあり、計画期間は引き続き経済回復に向かうことが期待され、歳入における一定の市税の増が見込まれる一方、高齢化の進行に伴う扶助費の増加等、歳出の大きな増加は避けられず、厳しい財政状況が続くものと推計しています。

【別表 8 本市の人口推計（令和 5 年 1 0 月時点）】

年 (10月1日現在)	総人口	年少人口 (0～14歳)		生産年齢人口 (15～64歳)		老年人口(65歳～)					
						計		前期高齢者人口 (65～74歳)		後期高齢者人口 (75歳～)	
		人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合	人口	割合
平成17	128,174	18,073	14.1	90,747	70.8	19,354	15.1	12,690	9.9	6,664	5.2
平成22	129,436	17,001	13.1	87,398	67.5	25,037	19.3	15,688	12.1	9,349	7.2
平成27	128,737	15,634	12.1	82,580	64.1	30,523	23.7	17,746	13.8	12,777	9.9
平成28	128,884	15,470	12.0	82,051	63.7	31,363	24.3	17,621	13.7	13,742	10.7
平成29	129,352	15,379	11.9	81,797	63.2	32,176	24.9	17,483	13.5	14,693	11.3
平成30	129,425	15,181	11.7	81,512	63.0	32,732	25.3	17,169	13.3	15,563	12.0
令和元	130,608	15,130	11.6	82,194	62.9	33,284	25.5	16,882	12.9	16,402	12.6
令和2	132,325	15,344	11.6	82,462	62.3	34,519	26.1	17,108	12.9	17,411	13.2
令和3	132,923	15,207	11.4	82,902	62.4	34,814	26.2	17,101	12.9	17,713	13.3
令和4	133,010	15,061	11.3	82,924	62.3	35,025	26.3	16,402	12.3	18,623	14.0
令和5	132,995	14,717	11.1	82,950	62.4	35,328	26.6	15,759	11.8	19,569	14.7
令和6	132,696	14,431	10.9	82,811	62.4	35,454	26.7	15,094	11.4	20,360	15.3
令和7	132,341	14,130	10.7	82,619	62.4	35,592	26.9	14,629	11.1	20,963	15.8
令和8	131,938	13,820	10.5	82,357	62.4	35,761	27.1	14,500	11.0	21,261	16.1
令和9	131,468	13,531	10.3	82,069	62.4	35,868	27.3	14,344	10.9	21,524	16.4
令和10	130,945	13,222	10.1	81,734	62.4	35,989	27.5	14,417	11.0	21,572	16.5
令和11	130,372	12,985	10.0	81,156	62.2	36,231	27.8	14,753	11.3	21,478	16.5
令和12	129,752	12,730	9.8	80,416	62.0	36,606	28.2	15,242	11.7	21,364	16.5

【別表 9 本市の一般会計歳入・歳出の推移】

年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
歳入 (百万円)	37,218	36,509	36,598	37,452	40,870	41,378	43,639	41,577	42,673	59,167	51,655	51,179
歳出 (百万円)	36,041	35,546	35,873	36,848	39,434	40,290	42,498	40,167	40,833	57,248	49,212	48,690

5 定員管理に関わる課題について

(1) 定年引上げに伴う影響

定年引上げの対象期間である令和 5 年度から令和 1 4 年度までの間は、原則として定年退職者は 2 年に一度生じることになります。

このことにより、毎年定年退職者相当分に対して確保してきた新規採用職員数が年度によって大幅に変動することが推測され、その影響によって、職員の経験年数や年齢構成に偏りが生じ、計画的な人員配置、人材育成が困難になるおそれがあります。

これらの影響を緩和していくためには、中長期的な観点での定員管理が求められ、定年引上げ期間においても、一定の新規採用職員を継続的に確保することが必要です。

(2) 休職者等への対応

休職者等については、座間市職員定数条例において、職員の定数外として取り扱いますが、その規定を踏まえた職員採用については、必要性を慎重に見極めて運用することが求められます。

6 定員管理に関する今後の方針について

(1) 職員体制について

職員体制については、本市を取り巻く社会情勢の変化への柔軟かつ迅速な対応、また、働き方改革による職員のワーク・ライフ・バランスの推進、休暇取得率の向上等を念頭に置いた体制整備が求められます。

一方で、業務効率化に向けたデジタル化への移行、業務委託等による民間活力の利用等を視野に入れた検証の必要性に鑑み、座間市DX推進計画策定に合わせて実施した業務量調査や民間活力有効利用指針（令和3年4月改訂）等を必要に応じて参考にするものとします。

これらを踏まえ、原則、常勤職員主体の配置を前提としつつ、培った経験を活かすことが期待できる再任用短時間勤務職員や専門的な知識経験を有する任期付短時間勤務職員のほか、会計年度任用職員等を業務の質や量に応じて適切に配置することによって、効率的かつ機能的な職員体制の構築を目指していくものとします。

(2) 専門職、技能労務職員について

専門職（社会福祉主事、保育士、保健師、土木・建築等）については、年齢構成や各事業における法定要件等を踏まえた人員確保に努めていくことが求められます。

技能労務職員については、「座間市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針（平成31年1月改訂）」に基づき、自然災害等の緊急事態への対応や食に係る安全衛生面の確保等に対し、リーダーとしての職責を担える人材を確保していくことで、常に一定水準の業務執行を維持できる体制整備を視野に入れた定員管理を目指していくものとします。

(3) 消防組織について

近年、災害は複雑多様化し、大規模な地震や風水害、ゲリラ豪雨、木造密集地大規模火災等、通常体制では対応しきれない災害が多発している状況にあるほか、感染症等に係る特別措置法に基づく緊急事態宣言発出時の長期にわたる非常災害時への対応等、消防組織に期待される役割は大きくなっています。

通常時の消防体制の充実や非常災害時の職員招集の迅速な対応等を見据えた消防力の維持・強化を可能とする今後の組織体制の見直しを図る必要があることから、他自治体との連携業務や市政運営状況を踏まえた体制構築を目指していくものとします。

(4) 方針まとめ

近年の全国規模の深刻な社会課題として、人口減少及び少子高齢化をはじめ、激甚化、頻発化する自然災害のほか、新型コロナウイルス感染症等の影響によって刻々と変化する社会情勢への適応等が挙げられ、これらが市域全体の経済活動や市民生活に直結することに鑑み、基礎

自治体が果たすべき役割は年々多様化、複雑化しています。

加えて、本市特有の行政課題等についても、従来の行政サービスに踏襲することなく、時代の過渡期を踏まえたデジタル化への取組やSDGsの概念等を行政サービスに導入した手法を、工夫を凝らして機能的に提供していくことが、多様化する市民ニーズや社会経済活動の構造の変化に対する行政支援になるだけでなく、本市の社会経済基盤の底上げを図っていくことに繋がっていくものと捉えます。

本計画の策定に当たっては、新たな時代の変化や課題を踏まえ、社会情勢に即した的確で良質な行政サービスの継続的な提供を図りつつ、職場内部の働き方改革を推進していくため、次に掲げる事項を方針と定め、持続可能な市政運営の実現を目指します。

○ざま未来プランの着実な推進

○社会情勢等の変化に柔軟かつ迅速な対応を可能とする職員体制の構築

○定年引上げへの対応と将来を見据えた職員年齢構成の平準化

○本市の自治体規模に即した職員数の確保

(5) 各年度における定員管理計画上の定員上限数の目標値

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
定員上限数（人）	859	887	934	941
（うち定年引上げ分）	（13）	（26）	（54）	（40）
増減（人）	28	28	47	7

※令和6年度増減の比較対象である令和5年度の定員管理計画は未策定のため、令和5年10月1日時点の職員数（831人）と比較しています。

※各年度の（）内の定年引上げ分の数値について、当該事由以外での運用を行わないこととします。